

将来、子どもを産み育てることを望む
がん患者さんご家族へ



兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の 温存後生殖補助医療助成事業 のごあんない

兵庫県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・思春期及び若年のがん等の患者さんが、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等(温存後生殖補助医療)に要する費用の一部を助成しています。

温存後生殖補助医療とは、がん等の治療で妊孕性が低下する前に保存を行った胚(受精卵)、未受精卵子、卵巣組織、精子を使用して妊娠を目指していく治療です。

助成の対象になる方

————— 以下の要件を全てに満たす方が対象になります —————

- (1) 申請時に兵庫県に住所を有する方
- (2) 対象となる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方
- (3) 温存後生殖補助治療による治療法以外によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
- (4) 指定医療機関(※)の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (5) 小児・AYA世代のがん患者等妊孕性温存研究促進事業への研究に参加することに同意される方
※ 専用アプリをダウンロードし、登録する必要があります。
- (6) 婚姻関係(事実婚関係を含む)の確認がなされた方
- (7) 本事業の助成対象となる費用について、他制度の助成を受けていない方

※ 指定医療機関以外で実施した場合は、助成対象になりません。
医療機関の指定状況は、[兵庫県ホームページ](#)でご確認ください。

助成上限額

温存後生殖医療に要したに要した医療保険適用外費用が対象です。
入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び主な治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分も対象外です。

詳しくは、兵庫県ホームページでご確認ください。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
①凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
②凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円(※1)
③凍結した卵巢組織再移植後の生殖補助医療	30万円(※1~4)
④凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円(※1~4)

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合:10万円

※2 人工授精を実施する場合:1万円

※3 採卵したが卵が発達しない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合:10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合は対象外

助成回数

治療期間の初日における妻の年齢が

40歳未満の場合：通算6回 まで

40歳以上の場合：通算3回 まで

ただし、助成を受けた後出産した場合及び妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数はリセットされます。

申請に必要な書類

温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内(3月末まで)に申請してください。

※やむを得ない事情により、年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができます。

【申請書類】

- ① 兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業参加申請書(温存後生殖補助医療分)(様式第2-1号)
- ② 兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書(様式第2-2号 温存後生殖補助医療実施医療機関)
- ③ 住民票(個人番号の記載のないもの)等(住所と生年月日が確認できるもの)
- ④ 夫婦であることを証明する書類
 - ・法律婚の場合:戸籍謄本
 - ・事実婚の場合:戸籍謄本、住民票、事実婚に関する申立書(様式第2-3号)
- ⑤ 債権者登録書(助成金の振込先口座の登録書)

申請書類などの詳細は、県ホームページでご確認ください。



兵庫県 妊孕性温存治療



【問い合わせ先】

兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課

電話：078-341-7711(内線3231)

メール：shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp